

サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会の設置について

令和 5 年 5 月 1 5 日
経済産業省商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

1. 趣旨

サイバー攻撃が高度化・複雑化する中、官民が連携して、サイバー攻撃により早期に対処することで、被害拡大を防止することが必要である。サイバー攻撃の被害組織については、事業継続・システム復旧に注力していただく一方、当該被害組織を支援する専門組織（セキュリティベンダ、SOC（Security Operation Center）／製品ベンダ）、運用保守ベンダ等）を通じて効率的・効果的な攻撃技術情報を共有することで、より早期に対処を行うことが可能となることが期待される。

そのため、経済産業省では、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会」を設置し、本検討会でサイバー攻撃による被害に関する情報の種類と性質について整理を行うとともに、被害組織と専門組織の間で結ぶ秘密保持契約のあり方をはじめ、情報共有活動における制度的課題や仕組みについて検討を行うことで、民間内や官民での情報共有の促進を図る。

2. 構成

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

3. 運営等

- (1) 検討会の庶務は、一般社団法人 JPCERT/CC の協力を得て、経済産業省において処理する。
- (2) 検討会の座長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者に対し、会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- (3) 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会
構成員名簿

1. 委員

阿部 慎司	GMO サイバーセキュリティ by イエラエ (株) 執行役員・SOC イノベーション事業部長
石川 芳浩	(株) ラック
神林 彰	富士フイルムビジネスイノベーション (株) CP&RM 部 情報セキュリティセンター センター長
庄子 正洋	トレンドマイクロ (株) サイバーセキュリティ・イノベーション研究所スレトリサーチャ
武井 滋紀	NTT テクノクロス (株) セキュアシステム事業部 エバンジェリスト
武智 洋	サプライチェーンサイバーセキュリティコンソーシアム (SC3) 運営委員 日本電気 (株) サイバーセキュリティ戦略統括部 エグゼクティブエキスパート
辻 伸弘	SB テクノロジー (株) プリンシパルセキュリティリサーチャー
蔦 大輔	森・濱田松本法律事務所 弁護士
名和 利男	サイバーディフェンス研究所 専務理事/上級分析官
北條 孝佳	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
座長 星 周一郎	東京都立大学法学部 教授
和田 昭弘	(一社) 日本経済団体連合会サイバーセキュリティ委員会サイバーセキュリティ強化 WG 主査 全日本空輸株式会社 デジタル変革室 専門部長

2. オブザーバー

- ・ 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
- ・ 内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室
- ・ 警察庁
- ・ 個人情報保護委員会
- ・ 総務省
- ・ 最高検察庁

サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会
運営要領（案）

1. 本会議は原則として非公開とするが、議事内容については議事要旨を作成し、公開する。
2. 配布資料については、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。
3. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
4. その他の事項に係る判断は、個別の事情に応じて、座長に一任するものとする。

以上